



第6期始良市障がい福祉計画 第2期始良市障がい児福祉計画 (概要版)

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、本市の障がい福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「第2次始良市障がい者計画」を策定するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「第5期始良市障がい福祉計画・第1期始良市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

「第5期始良市障がい福祉計画・第1期始良市障がい児福祉計画」については、令和2年度末において計画期間が終了することから、国や県の障がい者施策の動向等を踏まえた見直しを行い、新たに「第6期始良市障がい福祉計画・第2期始良市障がい児福祉計画」を策定しました。

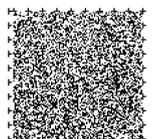
2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めたものです。

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

| 計画名 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 障がい者計画 | 第2次始良市障がい者計画 | | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
| 障がい児福祉計画 | 第1期計画期間 | | | 第2期計画期間 | | |

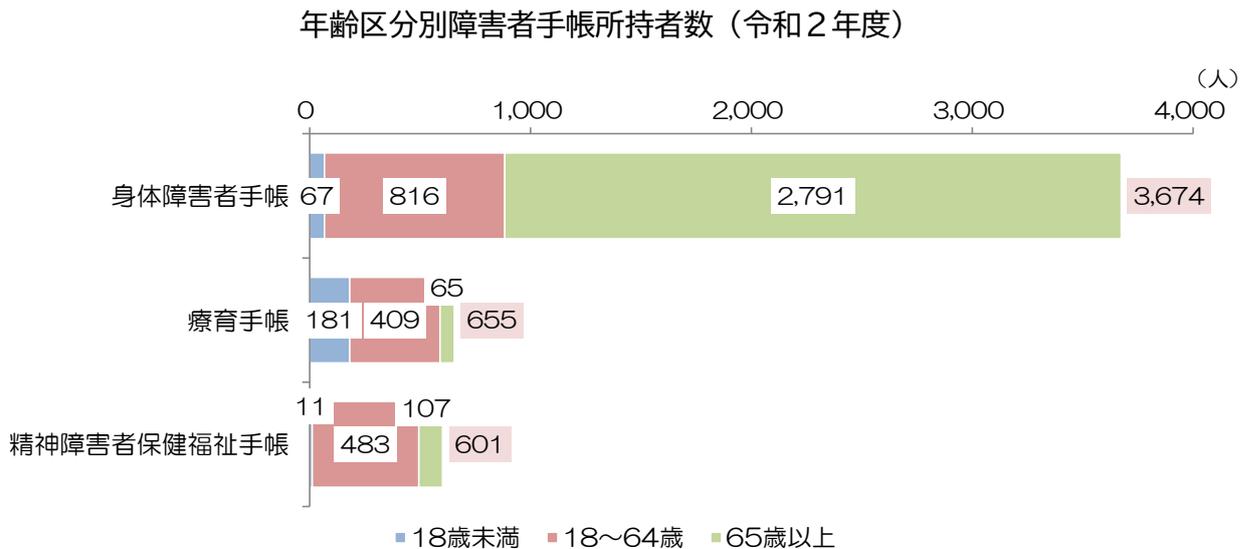
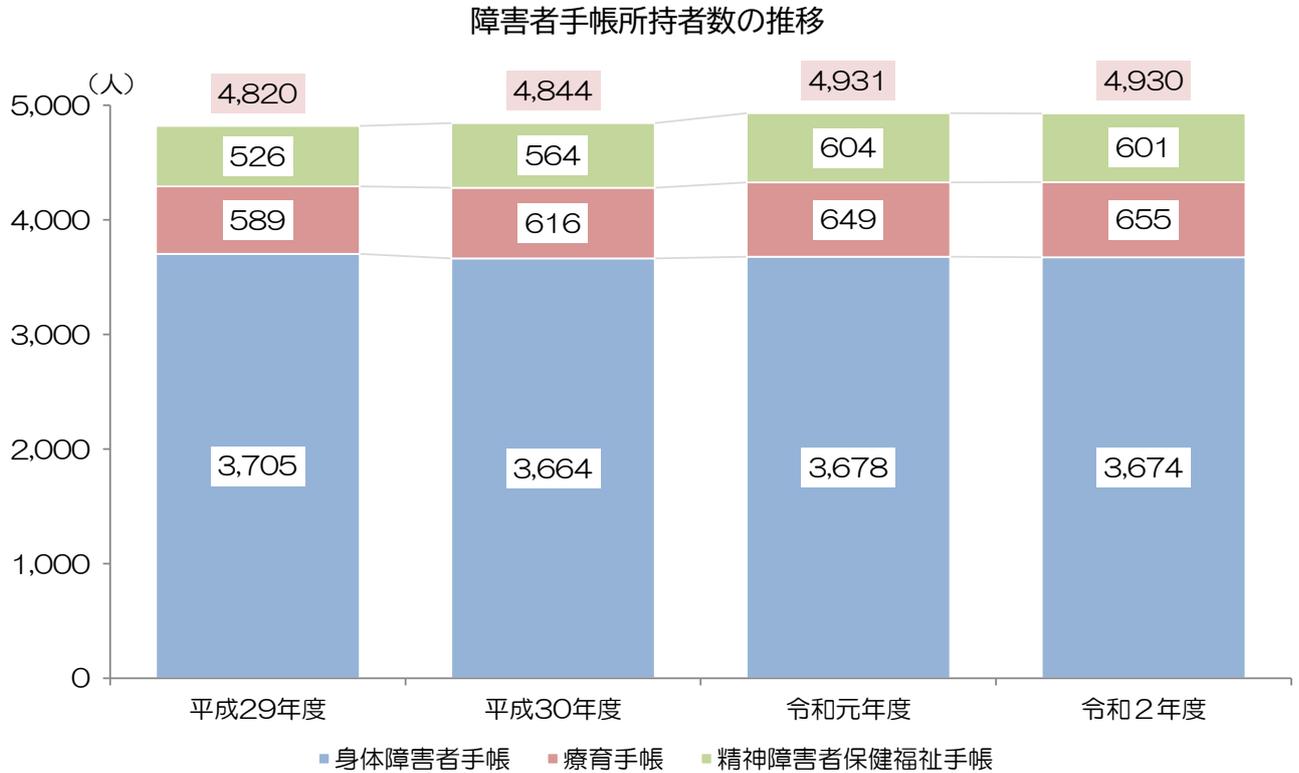
本概要版には、スマートフォンや活字文書読み上げ装置等に対応した音声コード「Uni-voice(ユニボイス)」が貼付されています。専用のアプリや装置を使用し、カメラで音声コードを読み取ることで、文字データを認識し、音声読み上げ等を行うことができます。なお、印刷の品質や読み取りに使用する機器等によっては、読み取りに支障が出る場合があります。



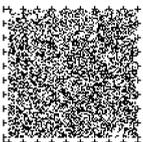
II 始良市における障がい者の状況

1 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者総数は微増しており、令和2年6月1日時点の所持者総数は4,930人となっています。



※各年度6月1日現在



2 障害福祉サービス等の提供体制

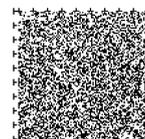
| 障害福祉サービス | 事業所数 |
|------------|------|
| 居宅介護 | 9 |
| 重度訪問介護 | 9 |
| 行動援護 | 1 |
| 同行援護 | 4 |
| 生活介護 | 11 |
| 療養介護 | 1 |
| 短期入所 | 5 |
| 施設入所支援 | 3 |
| 重度障害者等包括支援 | 0 |
| 自立訓練（機能訓練） | 1 |
| 自立訓練（生活訓練） | 0 |
| 宿泊型自立訓練 | 0 |
| 就労移行支援 | 3 |
| 就労継続支援A型 | 7 |
| 就労継続支援B型 | 13 |
| 就労定着支援 | 0 |
| 共同生活援助 | 10 |
| 地域移行支援 | 1 |
| 地域定着支援 | 1 |
| 自立生活援助 | 0 |
| 指定特定相談支援 | 8 |

| 地域生活支援事業 | 事業所数 |
|------------|------|
| 相談支援 | 6 |
| 地域活動支援センター | 3 |
| 日中一時支援 | 15 |
| 移動支援 | 6 |
| 訪問入浴 | 1 |

| 障がい児支援に関するサービス | 事業所数 |
|----------------|------|
| 児童発達支援 | 16 |
| 医療型児童発達支援 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 20 |
| 保育所等訪問支援 | 5 |
| 指定障害児相談支援 | 6 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 |



※令和2年11月1日現在



Ⅲ 計画の考え方

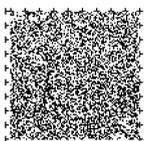
1 基本方針

以下の点を踏まえて、障がい者の権利擁護及び社会参加を推進するとともに、障害福祉サービス等の充実を図ります。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取組

また、障がい者が住み慣れた地域で、本人らしい生活を送ることができるようにするため、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

障がい児の支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組むとともに、保育所等訪問支援の普及による保育所や教育現場における障がい児への支援内容の充実、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指します。



2 成果指標の設定

国の基本指針及び本市の現状を踏まえ、以下のとおり成果指標を設定し、目標達成に向けた各種事業等の推進を図ります。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

地域生活移行支援の更なる推進のため、障がい者が地域で生活するために必要な支援体制の充実を図ります。

| | | |
|-----|---|------|
| 現状 | 令和元年度末時点の施設入所者数 | 113人 |
| 目標値 | 地域生活移行者数 (令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数) | 7人 |
| | 令和5年度末時点の施設入所者数 | 111人 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

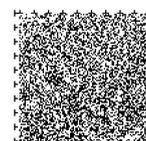
地域包括ケアシステムの構築の推進とともに、ピアサポーターの協力等による取組の継続・強化を図ります。

| | | |
|-----|---|-----|
| 現状 | 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和2年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況) | 1か所 |
| 目標値 | 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の数 (令和5年度末時点における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況) | 1か所 |
| | 精神障がい者における地域生活移行者数 (令和元年度末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者の数) | 18人 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

今後、地域生活の支援を進めるため、障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援やサービス提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能の強化を図ります。

| | | |
|-----|-------------------------------------|-----|
| 現状 | 令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数(見込み) | 0か所 |
| 目標値 | 令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数 | 1か所 |
| | 令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数 | 1回 |



(4) 福祉施設から一般就労への移行・定着

障がい者に対する就業面・生活面からの一体的な相談支援の実施や、地域の就労機関との連携を強化し、継続的な職場定着支援を実施します。

また、就労支援事業所等において、一般就労をより促進するため、企業での実習や求職活動の支援等の積極的な推進を図ります。

| | | | |
|-----|--|------------------------------|-----|
| 現状 | 令和元年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 | | 7人 |
| | 内訳 | 令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 | 2人 |
| | | 令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 | 4人 |
| | | 令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 | 1人 |
| 目標値 | 令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 | | 11人 |
| | 内訳 | 令和5年度の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 | 3人 |
| | | 令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数 | 6人 |
| | | 令和5年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数 | 2人 |
| | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 | | 70% |
| | 令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率が80%以上の事業所の割合 | | 70% |

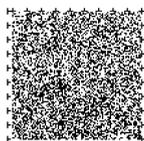
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについて、障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関、中核的支援施設として体制の整備を図ります。

保育所等訪問支援については、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援として充実を図ります。

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 現状 | 令和2年度末時点の児童発達支援センターの確保数（見込み） | 1か所 |
| | 令和2年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数（見込み） | 5か所 |
| 目標値 | 令和5年度末時点の児童発達支援センターの確保数 | 1か所 |
| | 令和5年度末時点の保育所等訪問支援の提供体制の確保数 | 5か所 |



② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

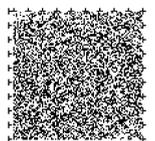
現在の提供体制の維持に努めます。

| | | |
|-----|--|-----|
| 現状 | 令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数（見込み） | 2か所 |
| | 令和2年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数（見込み） | 5か所 |
| 目標値 | 令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数 | 2か所 |
| | 令和5年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数 | 5か所 |

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援について、当該児童が地域において包括的な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

| | | |
|-----|---|-----|
| 現状 | 令和2年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（見込み） | 1か所 |
| | 令和2年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数（見込み） | 7人 |
| 目標値 | 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数 | 1か所 |
| | 令和5年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数 | 10人 |



④ 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

子どもたちが安心していきいきと過ごせるよう、保育所等訪問支援等を活用しながら、関係機関と横断的な連携を図ります。

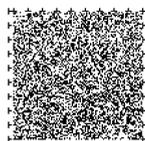
| 区分 | 必要量 (R5年度) | 定量的な目標値 | | |
|---|---------------|---------|------|------|
| | | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| 保育所利用児童数 (各年4月1日時点における児童発達支援と保育所の併行利用者数) | 51人 | 44人 | 46人 | 46人 |
| 認定こども園利用児童数 (各年4月1日時点における児童発達支援と認定こども園の併行利用者数) | 103人 | 87人 | 92人 | 93人 |
| 幼稚園利用児童数 (各年4月1日時点における児童発達支援と幼稚園の併行利用者数) | 32人 | 28人 | 30人 | 32人 |
| 放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)利用児童数 (各年4月1日時点における放課後等デイサービスと放課後等児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の併行利用者数) | 67人 | 57人 | 62人 | 67人 |

※必要量は、利用ニーズを踏まえて算出した数値であり、定量的な目標値は必要量に対する確保量について定めたもの

(6) 相談支援体制の充実・強化【新規】

基幹相談支援センターの設置による総合的・専門的な相談支援の実施体制を維持するとともに、相談支援事業者に対する支援や相談機関との連携について、充実・強化を図ります。

| | | |
|-----|--|-----|
| 現状 | 令和2年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無(見込み) | あり |
| | 令和2年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(見込み) | 0件 |
| | 令和2年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数(見込み) | 3件 |
| | 令和2年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数(見込み) | 27回 |
| 目標値 | 令和5年度末時点における基幹相談支援センター等の設置による総合的・専門的な相談支援の実施の有無 | あり |
| | 令和5年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 3件 |
| | 令和5年度の相談支援事業者の人材育成に対する支援件数 | 4件 |
| | 令和5年度の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 30回 |



(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制構築【新規】

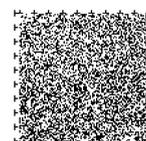
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加促進や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の構築を図ります。

| | | |
|-----|--|-----|
| 現状 | 令和2年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数（見込み） | 8人 |
| | 令和2年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無（見込み） | なし |
| | 令和2年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数（見込み） | 0回 |
| 目標値 | 令和5年度の県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の延べ参加人数 | 10人 |
| | 令和5年度末時点における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無 | あり |
| | 令和5年度の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する場の実施回数 | 1回 |

3 活動指標の設定

活動指標として、障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援に関するサービスについて、これまでの実績等を踏まえた、令和3年度から令和5年度までの3か年における障害福祉サービスの見込量を本計画に定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

また、その他の活動指標として、「①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「②相談支援体制の充実・強化」「③発達障がい者等に対する支援」に係る活動指標を定め、各種施策等の推進を図ります。



第6期始良市障がい福祉計画・第2期始良市障がい児福祉計画（概要版）

発行年月 令和3年3月
発行 鹿児島県 始良市
編集 始良市 保健福祉部 長寿・障害福祉課
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
TEL0995-66-3111 Fax0995-65-6964

